～障がいのある人もない人も
共に安心して暮せるまちへ～

日高市こころをつなぐハンドブック

障害者差別解消法による合理的配慮について

みんなで支える「共生社会」

「共生社会」とは、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

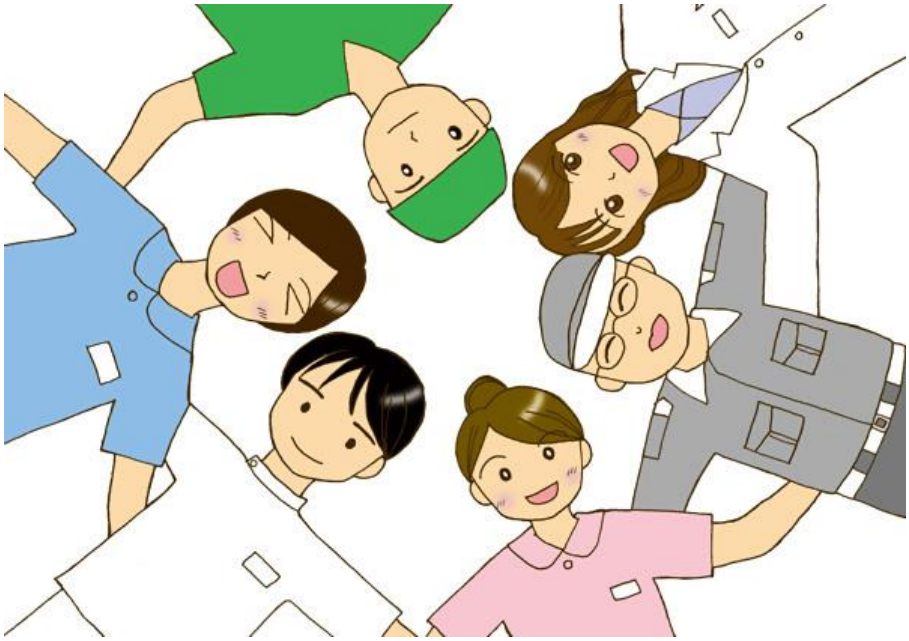

【目次】

1 みんなで支える「共生社会」の実現のために P2

2 障害者差別解消法とは P3

3 不当な差別的取扱いの例 P4

4 合理的配慮の例 P5

（合理的配慮の提供の義務化について） P6

（ヘルプマークについて） P6

5 各障がいに応じた配慮のポイント P7

6 相談窓口一覧 P13

（ヘルプカード）切り取ってご利用いただけます。 P14

1 みんなで支える「共生社会」の実現のために

こころのバリアフリーと社会や環境にあるバリア

（1）こころのバリアフリー：「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

（2）社会や環境にあるバリア：「障がいのあること」が「バリア」（自立や社会参加の妨げ）なのではなく、「障がいのある人を含めたすべての人に配慮していない社会・環境」が「バリア」（自立や社会参加の妨げ）であるということです。共生社会の実現のためには、社会や環境にあるバリアを、みんなでなくしていくことが大切です。

2　障害者差別解消法とは

この法律は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。法律では、以下のことが定められています。

(1)不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由なく障がいがあることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障がいのない人には付けない条件を付与してはならないこと。

(2)合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること　なお、雇用に関する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供については、障害者雇用促進法で定められています。

・障害者差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）

障害者の差別解消に向けた　で　インターネット検索

・障害者差別解消に関する事例データベース（内閣府）

障害者差別解消に関する事例データ　で　インターネット検索

3 不当な差別的取扱いの例

(1) 車いす利用者のレストランなどへの入店を拒否する。	
(2) 障がいがあることなどを理由にアパートなどを貸さない。	
(3) 障がいがあることを理由に学校の受験や入学を拒否する。	
(4) 盲導犬を同行した障がい者に対して入店を拒否する。	
(5)本人を無視して付添いの人だけに話しかける。	

4　合理的配慮の例

(1) 車いす利用者などのために出入口にスロープを設置する。	
(2)パンフレットなどの文字を大きくしたり、ふりがなをつけたりする。	あ ごうりてきはいりょ 合理的配慮
(3)受付などで筆談や手話など音声言語以外の方法でコミュニケーションをとる。	
(4)視力障がいのある人にメニューやサービスの内容を読み上げながら説明する。	
(5) 障がいの特性に応じて受付時間や順番などを優先する。	
■ 合理的配慮の提供例 (ユニバーサル自動販売機) ・商品選択ボタンを低い位置にし、車椅子の人も選びやすくしたり、商品の取り出し口を従来品より高い位置にするなど配慮する。	

令和６年４月１日改正の障害者差別解消法により合理的配慮の提供が義務化されています

これまでは、障がい者への合理的配慮の提供に関わる法的義務は、従来、国や自治体のみに対するものでした。企業においては『合理的配慮の提供を心がける』努力義務でしたが、今後は、企業においても『より深い、合理的配慮の提供が求められる』こととなります。

ヘルプマークについて

ヘルプマークは、外見ではわからなくても、援助や配慮を必要としている人が身に着けている場合があります。ヘルプマークには、片面に貼付できるシールが付属していて、このシールに、緊急連絡先や支援が必要なタイミング、配慮してほしい内容を記入し、バッグなど人目に付きやすい箇所に装着するのが一般的な使用方法となっています。あらかじめシールに必要事項の記入があれば、体調不良時や災害時に周囲が取るべき適切な行動がすぐに分かるようになっています。

マーク	名　称	マークの意味
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。

5 各障がいに応じた配慮のポイント

肢体不自由

【特性】手や足の麻痺や欠損、体幹の機能障がいで、体のどこかが動かないまたは動かしにくいなどの状態が続きます。日常生活を過ごしていくために義足や義手などの補装具や杖、車いすなどを使用することもあります。障がいの程度には個人差があり、いくつもの障がいを併せ持つこともあります。

【困っていること】	【配慮の方法】
○道路の段差や傾斜、扉の開閉、移動などが大きなバリアとなります。 ○商品棚の高いところにあるものを取ることや、床などに落ちているものを拾うことが苦手です。 ○エレベーターや多目的トイレ、障がい者用駐車スペースがないと困ります。 ○狭いスペースに記入することが困難な時があります。 ○電車やバスなどの乗降や車内移動などに手助けが欲しいことがあります。	☆道路の段差をなくし、車いす用トイレの扉を自動ドアにするなどの配慮をする。 ☆車いすを利用している人と話すときには目線を合わせます。 ☆ドアやエレベーターなどのスイッチ操作などへの配慮。 ☆障がい者用駐車スペースには必要な人以外駐車しないようにします。

視覚障がい

【特性】 全く何も見えない(全盲)、光などは感じている(光覚)、眼鏡等で矯正しても視力が弱い(弱視)、見える範囲が狭い(視野狭窄)、色の見え方が異なる(色覚異常)などがあります。

【困っていること】

○車から降りたときなどに自分がどこにいるかなどの説明がないと分からない。

○駅や飲食店やスーパー、レジの料金表示など、あらゆるところで文字が読めない。

○音声設備のない信号では、信号が変わったことが分からない。

○点字ブロックの上に立っている人がいたり、物が置いてあるとぶつかってしまうなど大変危険。

【配慮の方法】

☆音声や点字表示等、視覚情報を代替する配慮。

☆聴覚障がいを併せ持つ視覚障がい者の場合、指点字や触手話が必要となることがあります。

☆声をかける時は前から近づき、こちらから具体的な声かけを行います。(「○○さんこんにちは、私は●●です」、「何かお手伝いしましょうか」など)

☆説明を行うときには「あなたの正面です」「3歩先です」「2メートル先を右折」等具体的にします。

☆視覚障がい者をガイドするときには、本人に声をかけ、肩やひじを軽くつかんでもらい案内します。

☆普段から点字ブロックの上などに通行の妨げになるものを置かない。また、視覚障がい者が使用しているものの位置を本人の許可なく変えないようにします。

【白杖SOSについて】白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

聴覚障がい

【特性】全く聞こえない(ろう者)、聞こえにくい(難聴者)など、聞こえ方には個人差があり、声に出して話すことや口形を読み取ることが難しい人もいます。ろう者は手話を第1言語として日常的に使っています。難聴者は、文字や相手の口の動きなどの視覚情報がコミュニケーション手段の中心で、手話ができないこともあります。

【困っていること】

○駅の構内などで緊急放送があっても、何が起きているのか分からないことがあります。

○外見から障がいが分かりづらく、返事がないなどと誤解されることがあります。

○筆談の時、長い文で説明されると理解しにくいことがあります。

○マスクをしたまま話されても、口の動き見えないと分からないことがあります。

○手話さえ使えれば理解できると勝手に推測されてしまうことがあります。

【配慮の方法】

☆どのような方法(手話、筆談、ジェスチャー、口話など)でコミュニケーションを取れば良いか本人に尋ねます。

☆挨拶などの簡単な手話などを覚えておくとコミュニケーションが円滑になります。

☆手話が使えなくても、ジェスチャーや口話を組み合わせることで話の内容が伝わることがあります。

☆筆談を行う際は、話し言葉や専門用語を使用せずに分かりやすい日本語で要点をまとめて書き記してください。

☆口話をするときには「ゆっくり」「はっきり」とした口の動きで伝えます。

☆音声だけで話すことは極力避けて、視覚的に具体的な情報も併用すると、より伝わりやすい場合があります。

内部障がい・難病

【特性】

《内部障がい》 心臓、腎臓、呼吸器、腸、膀胱、免疫機能など、からだの内部の障がいにより、日常生活に支障をきたします。外見から分かりにくく、疲れやすい、長時間の立位や作業が困難、頻繁にトイレに行く必要があるなどの状態が続きます。

《難病》 様々な疾病により多様な症状が生じます。また、病態や障がいが次第に進行することが多くあります。外見からは分かりにくい症状や状況も多いことから、多くの配慮が必要です。

【困っていること】

〇電車の優先席に座っていても障がい者であることが分かってもらえないことがあります。

〇風邪をひくと命の危険にさらされてしまうことがあります。

〇周りからの理解が得られずに無理をさせられたり、無理をしたりすることで、症状が悪化してしまうことがあります。

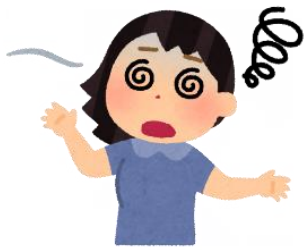

【配慮の方法】

☆風邪をひいている時はマスクをするなど、相手にうつさないよう最大限注意します。

☆疲れやすさ、体調変動が容易に起きることなどについて理解し、配慮します。

☆常時、医療的な対応を必要とする人がいることに留意します。

精神障がい・発達障がい

【特性】 精神疾患のために日常生活や社会生活に制限があります。原因となる精神疾患によって、障がい特性や制限の度合いが異なり、長期にわたるものもあります。ストレスや生活環境の変化によって、誰もがかかりうる疾病です。また、外見から分かりにくいため、理解されないことが多いです。

発達障がいについては、生まれつき認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に偏りがあり、発達の過程で障がいが現れます。

【困っていること】	【配慮の方法】
○日常生活や作業で、手順が分からなくなったり、集中力が続かなくなったりすることがあります。 ○感情の表現が苦手な傾向があります。 ○対人関係を苦手にしている人が多いため、そのため相手から誤解を受けやすいことがあります。 ○電車の車内や人ごみなどの中にいると、苦しくなったりいろんな声が聞こえるなどの症状が悪化してしまうことがあります。 ○非常に疲れやすい傾向があり、1日中布団から起き上がれないなどということがあります。 	☆ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心がけていく必要があります。 ☆一度に多くの情報が入ると情報を整理しきれなくなる場合があるため、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えます。また、一度に伝える情報量を少なくすることで、理解が深まることもあります。 ☆ゆっくり、穏やかな口調、共感的な態度で接することが大切です。 ☆必要に応じて、期限、優先順位などの重要事項にマーカーや付箋をつけることで理解が深まることがあります。

知的障がい

【特性】 生活や学習面での知的な働きや発達がゆっくりとしていて、読み書きや計算をしたり、抽象的な概念や複雑なことを理解したり、判断したりすることが苦手です。外見からは分かりにくい障がいで身の回りの全面的な支援が必要な人から、社会生活を送り企業などで働いている人まで、障がいの現れ方も様々です。

【困っていること】

〇とっさのトラブルが発生したときに、臨機応変な判断ができずに動けなくなってしまったり、パニックになってしまったりします。

〇作業の処理に時間がかかったり、作業や手順を忘れたりしてしまうことがあります。

〇言われていることが理解できずに、相手から怒られてしまうと思い込み、すべてに「はい」と答えてしまい、かえってトラブルになることがあります。

【配慮の方法】

☆短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「分かりやすく」「くりかえし」説明を行います。

☆具体的な表現（写真や絵などを用いて情報を理解してもらうなど）を行い、日頃から使用している理解しやすい言葉を選んで話すなどの工夫を行います。

☆安心して話ができるようゆったりとした気持ちで話を聞き、穏やかな口調で声掛けを行います。

☆「はい」「いいえ」で回答できるような問いかけをします。

☆成人の人には子ども扱いせずに年齢相応の対応を行い、敬意をもって接します。

☆そのことを行うと何が起きて、なぜそうなっていくのかが伝わるように、分かりやすい表現を心がけます。

6 相談窓口一覧

(1)障害者差別解消に関する相談(日高市役所　障がい福祉課)

〒 350－1292　日高市大字南平沢1020番地

電話:042-989-2111　FAX:042-985-4444　メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

(2)障がい者の基本相談の窓口(市内委託相談支援事業所)

事業所名称	所在地	連絡先電話番号
日高市障がい者相談支援センター「てらす」	日高市猿田132-1	042－984－1188
日高市障がい者相談支援センター「なずな」	日高市楡木201 日高市総合福祉ｾﾝﾀｰ	042－978－7681
日高市障がい者相談支援センター「ぷらむ」	日高市楡木201 日高市総合福祉ｾﾝﾀｰ	042－985－2116

(3)権利擁護センター(埼玉県にある障害者差別解消相談窓口)

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ内

電話: 048－822－1297　　FAX: 048－822－1406

メール: skenri@fukushi-saitama.or.jp

日高市 こころをつなぐハンドブック みんなで支える「共生社会」

発　行:日高市障害者地域総合支援協議会差別解消部会

編集者:日高市障害者地域総合支援協議会差別解消部会

(日高市障がい福祉課　日高市障がい者就労支援センター「えるむ」　日高市障がい者相談支援センター「ぷらむ」 株式会社アサヒブロイラー)

①キリトリ線　②やまおり

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

日高

障がい名・病名（　　）

かかりつけ病院

所在地

連絡先

担当医師名

服薬（有・無）

③やまおり

ふりがな

名前

住所

血液型（　型）性別（男・女）

生年月日 西暦　　年　月　日

配慮してほしいこと

□（　　）が不自由です

□人工透析をしています

□ペースメーカーを使用しています

□ストマ用装具（尿路・消化器）を使用しています

使用業者

□パニックになることがあります

理由（　　）

④たにおり

＜緊急連絡先＞

第１連絡先（名前）　　（続柄）

電話

第２連絡先（名前）　　（続柄）

電話

第３連絡先（名前）　　（続柄）

電話

□アレルギーがあります

内容（　　）

□（　　）発作があります

□コミュニケーションが苦手です

□簡単な言葉で説明してください

□筆談で伝えてください

□手話通訳が必要です

□移動の際、介助してください

内容（　　）

⑤やまおり

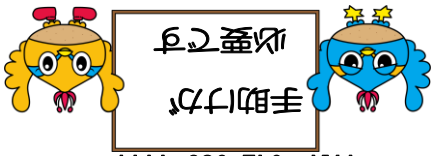

発行

日高市　福祉こども部

障がい福祉課

TEL　042-989-2111

FAX　042-985-4444

その他、配慮してほしいこと

②やまおり　①キリトリ線

ヘルプカードの作り方

1　①のキリトリ線（実線）を切る。キリトリ線

2　②から⑤の順に折ってください。